



写真5



写真6

次に、住職は講員家族の名前を読み上げ、各家ごとに「家内安全無病息災」と唱えます。次に「おしょねいれ」や「御霊移し」と呼ぶ所作を行います。年行司が牛玉杖で、須弥壇の右端の柱を七回、中央の柱を五回、左端の柱を三回打ちます（写真4）。次に、年行司は住職を除いた参加者全員の頭を、牛玉杖で三回ずつ打つというものです（写真5）。

最後に、鐘、拝礼、須弥壇の扉を閉め本堂での行事が終わります。年行司は須弥壇前の灯明から、口ウソクに火を移します（写真6）。火を拵で覆いながら（写真7）隣接する八幡神社に向かい、八幡神社に灯明をあげます。

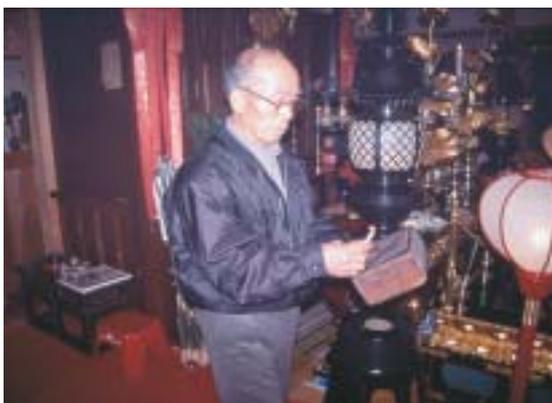


写真7



写真8



写真9

次に、境内入口近くの石塔脇に安置された塔婆に灯明をあげ、般若心経を唱えます（写真8・9）。最後は弓放ちの行事で、一鴈（村の最年長者）が一本目は天に向けて、二本目は地に向けて、三本目は水平に矢を放ちます（写真10）。これですべての行事が終わります。帰途に際して「奉読誦普門品千部諸願円満所」「奉唱念仏百万遍五穀成就所」の護符を挟んだ矢を、村境近くに住む人々が持ち帰ります。この矢は村への災いの侵入を防ぐため、村境十一ヶ所に立てておきます（写真11）。

定書五条以下は、座講成員の入座・出座に関する規定が記されています。五条は新たに入座する時の、振舞に関する規定です。一人の時は酒肴、二人の時は飯、三人の時は食酒と、入座者が多いほどメニューが豪華になるようです。村外から賢堂に移り住んだ人々には、三代は入座を認めていません。六条「自身の勝手に任せ生引」とは、解りにくい語なのですが、自分勝手に座講への出席を止めた場合は、本人から五代は出席を停止するとの意味でしょう。七条の「入後レ」とは、入座を延期することと思われる。これ

は各家の経済的な理由がほとんどでしょう。入後れによる入座の延期は三代までは認めるが、三代を過ぎれば入座の資格自体が無くなり、永久に入座できなくなります。八条は出家人に対する規定で、法身体（で出席する場合は、一般の座講成員と同じ負担を勤めます。九条では初めての出席はあらかじめ講中へ断り、諸事指図に従うことと定めています。

賢堂の修正会は、『橋本市史』民俗編・文化財編、和歌山県教育委員会『和歌山県の祭り・行事』に詳しい調査報告が掲載されています。（伊藤信明）



写真10



写真11